

群馬県立女子大学大学入学共通テスト実施委員会規程

(設置)

第1条 大学入学共通テスト群馬地区実施委員会要綱第9条の規定に基づき、本学に群馬県立女子大学大学入学共通テスト実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 試験場の設営
- (2) 試験監督者等の選出
- (3) 学力試験問題及び答案用紙の仕分け及び配付並びに答案用紙の回収
- (4) 学力試験の執行及び報告
- (5) その他大学入学共通テストに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 各学部の入学試験委員会の委員
- (4) 事務局長
- (5) 事務局次長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、教務係で処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は委員会において定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月18日から施行する。